



# 事務所ニュース Vol.230

## 健康診断を実施しましょう ～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第 66 条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。これに違反した場合は、50 万円以下の罰金などの罰則規定が用意されています。それに対して、労働者は事業者が行う健康診断を受けなければなりません。また、平成 27 年 12 月から常時 50 人以上の労働者を使用する事業者には、ストレスチェック制度の実施義務もあります。

### ☆健康診断の種類

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断 (安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

### ☆一般健康診断の項目

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時の健康診断 (安衛則第43条)	定期健康診断 (安衛則第44条)
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長 <sup>(※2)</sup> 、体重、腹囲 <sup>(※2)</sup> 、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査 <sup>(※2)</sup> 及び喀痰検査 <sup>(※2)</sup>
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)	6 貧血検査(血色素量及び赤血球数) <sup>(※2)</sup>
7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) <sup>(※2)</sup>
8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)	8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) <sup>(※2)</sup>
9 血糖検査	9 血糖検査 <sup>(※2)</sup>
10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11 心電図検査	11 心電図検査 <sup>(※2)</sup>

- ・定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断の項目の省略基準(※2)

定期健康診断については、次表の健康診断項目について、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいい、年齢等により機械的に決定されるものではありません。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満(35歳を除く)の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) <sup>2</sup> ) 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

## ☆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項

- 健康診断の結果は、健康診断個人表の作成と5年間の保存義務があります。
- 健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見がある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。又、医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。
- 健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。
- 健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。
- 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断の結果を遅滞なく所轄労働基準監督署へ報告しなければなりません。

\*健康診断は正社員だけでなく、正社員の所定労働時間の3/4以上勤務するパートタイマーやアルバイトであっても、継続1年以上雇用する場合(または、その予定があるとき)は定期健康診断を行う必要があります。(所定労働時間の1/2以上3/4未満の方に対しては「健康診断の実施が望ましい」とされています。)また、労働者が事業者の指定する医師以外での健康診断を希望した場合は、それを認める規定となっています。ただし、労働者が選択した医療機関の受診結果について、事業者が疑問を持つ合理的な理由がある場合は例外とされています。

健康診断は労働者の健康確保の為にとても大切です。きちんと健康診断を実施し、そして労働者の健康状態を把握するよう心がけましょう。

## ○当事務所からのお知らせ

- 労働保険料第3期分の納付について

口座振替の事業主様は1月12日(金)が振替日、口座振込の事業主様は1月31日(水)が振込期限となっております。今一度ご確認下さい。

## 後記

明けましておめでとうございます。

いよいよ「働き方改革」が本格化する年です。「罰則付き時間外労働上限規制」を内容とする労働基準法の改正や、「同一労働同一賃金」を実現するための短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正が行われ、平成31年4月1日に施行される予定です。企業にとってはかなり厳しい規制内容ではありますが、当事務所も、これから起こる変化に対応できるようお手伝いさせていただきます。

戊の干支の特徴は「勤勉で努力家」だそうです。そのように過ごしたいと思います。

本年も宜しく願い申し上げます。

